

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	児童手当法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、児童手当法に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

児童手当法に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大阪府堺市長

公表日

令和8年10月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当法に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法の規定に従い、認定請求等の受理、審査、支給決定、手当の支給等の事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 児童手当法の児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。2. 児童手当法の児童手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。3. 児童手当法の未支払の児童手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。4. 児童手当法の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。5. 児童手当法の資料の提供等の求めに関する事務。6. 児童手当法施行規則の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。7. 児童手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務
③システムの名称	児童手当管理システム、子育て支援総合システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法（平成25年5月31日法律第27号） 第9条第1項（利用範囲）別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div><選択肢></div> <div>1) 実施する</div> <div>2) 実施しない</div> <div>3) 未定</div> <div>[実施する]</div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条の表
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども青少年局 こども青少年育成部 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	堺市 政策局 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	堺市 こども青少年局 こども青少年育成部 こども家庭課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7331	
9. 規則第9条第2項の適用		[☐]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<div>判断の根拠</div>	本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、取扱いの際には細心の注意を払っている。	

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	--	-------------------------------	-------------------------------

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
--------------	--

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

	[	]
--	---	---

<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>＜選択肢＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
-------------------------	--

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----	---

3) 課題が残されている

判断の根拠	
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事前	
平成28年1月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事前	
平成28年6月20日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	宮前 安紀子	石戸 博晃	事後	
平成28年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	
平成28年6月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	
平成28年10月31日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の56項	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の56項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
平成28年10月31日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26.30.87) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」が含まれる項(74.75)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26.30.87) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令のうち、「児童手当又は特例給付」が含まれる条(19.44) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」が含まれる項(74.75) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	
平成29年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成29年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年2月1日 時点	事前	
平成29年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月10日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年2月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
	リスク対策	－	項目を新規入力	事後	
	所得長の役職名	－	課長	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和3年4月1日時点		
	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和3年4月1日時点		
令和4年9月30日	公表日	2017/4/30	2022/9/30	事後	
令和4年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年8月31日 時点	事後	
令和4年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年8月31日 時点	事後	
令和4年9月30日	Ⅳ リスク対策		様式変更に伴い、新たに記載	事後	
令和4年9月30日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		7. 児童手当の支給において、情報連携による 公金受取口座情報取得に関する事務	事前	
令和5年1月31日	公表日	2022/9/30	2023/1/31	事前	
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和4年12月31日 時点		
令和5年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年8月31日 時点	令和4年12月31日 時点		
令和7年6月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 児童手当法の児童手当若しくは特例給付 2. 児童手当法の児童手当若しくは特例給付 3. 児童手当法の未支払の児童手当若しくは特例給付	1. 児童手当法の児童手当 2. 児童手当法の児童手当 3. 児童手当法の未支払の児童手当	事後	
令和7年6月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の56項	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項(利用範囲)別表81の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26.30.87) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令のうち、「児童手当又は特例給付」が含まれる条(19.44) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当又は特例給付」が含まれる項(74.75) 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第40条	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条の表	事後	
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年9月30日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である (判断の根拠) 本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、取扱いの際には細心の注意を払っている。	事後	
令和7年6月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	
令和8年10月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当管理システム、子育て支援総合システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	児童手当管理システム、子育て支援総合システム、共通基盤システム、統合利用番号連携サーバー、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	
令和8年10月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課	事後	
令和8年10月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども家庭課長	子ども家庭課長	事後	
令和8年10月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	堺市市長公室広報部市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439	堺市 政策局 広報戦略部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7439	事後	
令和8年10月26日	I 関連情報 9. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7331	堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 072-228-7331	事後	
令和8年10月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	
令和8年10月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	